

## 「ヘルスケアイノベーションプロジェクトパートナーシップ制度」実施要領

### (目的)

第1条 高知県では、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品・サービスの事業化や関連企業の育成と誘致を進めることで、県内にヘルスケア産業を創出し、新たな雇用の創出や外商の拡大につなげるとともに地域課題を解決すること等を目的に、「高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)に取り組んでいる。

このプロジェクトとして行う伴走支援の一環として、必要な実証フィールド(企業の製品・サービスの開発・改良に向けた実証・評価をする場)の確保や、自治体・医療機関等の課題把握を円滑に進めるため、企業との意見交換や実証フィールドの提供に協力していただける自治体、医療機関、介護福祉施設等を「ヘルスケアイノベーションプロジェクトパートナー機関」(以下、「パートナー機関」という。)として登録する、パートナーシップ制度(以下、「本制度」という。)を構築する。

### (パートナー機関の対象)

第2条 パートナー機関は、県内の自治体、医療機関や介護福祉施設を対象とする。ただし、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する機関は対象外とする。

### (パートナー機関の役割)

第3条 パートナー機関は、県からの求めに応じて企業との意見交換や実証フィールドの提供等について、可能な範囲で協力する。

### (パートナー機関の登録及び登録解除方法)

第4条 パートナー機関の登録及び登録解除方法については、次に掲げる事項のとおりとする。

#### (1) 登録方法

本制度への登録を希望する機関は、別に定める様式1の「パートナーシップ制度への登録依頼書」及び様式2「暴力団排除措置対象者でない旨の誓約書」を県に提出すること。

#### (2) 登録解除方法

本制度への登録後、登録解除を希望する機関は、県と調整の上、様式3の「登録解除依頼書」を県に提出すること。

### (登録の通知)

第5条 県は、前条第1項の規定により「登録依頼書」の提出があった場合において、本制度への登録が完了したのちは、様式4の「登録通知書」を当該機関に通知するものとする。

(パートナー機関名の公表)

第6条 パートナー機関名は高知県産業振興推進部産業イノベーション課のホームページにて公表する。

(守秘義務等)

第7条 パートナー機関は、本制度への登録を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。本制度の登録解除後も同様とする。

- 2 パートナー機関は、本制度への登録を通じて知り得た情報を本制度の目的以外に使用してはならない。
- 3 法令等に基づき開示を求められた場合を除き、相手方の事前の了解なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(留意事項)

第8条 パートナー機関は、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 実証実験（実際に製品・サービスの運用を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの）は、実施方法、その他諸条件についてパートナー機関と企業、双方合意の上、実施する。
- (2) 県は、パートナー機関が本実施要領の規定に違反したことが明らかになった場合又は県若しくは他のパートナー機関の信用を著しく失墜させる行為を行った場合は、当該パートナー機関の本制度への登録を解除することができる。
- (3) 前号の規定に基づき登録を解除されたパートナー機関は、県の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。